

# 神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく 事業活動温暖化対策計画書制度について



神奈川県では、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷の少ない低炭素社会への転換を促すことで、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として、平成21年7月に神奈川県地球温暖化対策推進条例を制定し、平成22年4月から「事業活動温暖化対策計画書制度」を導入しています。

## ○ 制度の概要

事業活動温暖化対策計画書制度は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促進するため、以下の要件に該当する一定規模以上の事業活動を行う事業者（特定大規模事業者）に対し、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、その概要を県が公表する制度です。

### 対象事業者（特定大規模事業者） 条例施行規則第2条

#### ■ 第一号該当事業者

県内に設置するすべての工場等における前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上となる事業者。



#### ■ 第二号該当事業者

連鎖化事業者\*のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置しているすべての工場等及び加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等において前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上となる事業者

#### ■ 第三号該当事業者

県内に使用の本拠を有する自動車の前年度末の合計台数が100台以上となる事業者。

※ 連鎖化事業者とは、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させる等の事業であって、当該事業に加盟する者（加盟者）が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関して、一定の要件を満たす事業者をいいます。なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）と同様の考え方としており、具体的にはフランチャイズチェーン等が該当します。

## ○ 県による計画書等の公表

県では、提出された事業活動温暖化対策計画書、排出状況報告書及び結果報告書の内容をホームページにより公表しています。

### ◆ 事業活動温暖化対策計画書等公表URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/p160644.html>

県ホームページ



## ○ 中小規模事業者について

### ■ 計画書の任意提出

特定大規模事業者以外の事業者（中小規模事業者）の方についても、事業活動温暖化対策計画書を作成し、県に提出することができます。

計画書を任意に提出することで、中小規模事業者の方の優れた地球温暖化対策の取組等を広く周知することができます。

### ■ 県の支援

県では、中小規模事業者による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者に対し、無料の省エネルギー診断等の支援を行っています。

### ◆ 中小規模事業者省エネルギー対策支援URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/>

県ホームページ

## ○ 参考情報

県のホームページにおいて、県に提出する様式類や計画書作成の手引きなどを公開しています。

### ● 事業活動温暖化対策計画書制度

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>

県ホームページ

## ○ お問い合わせ先

神奈川県 環境農政局 環境部  
環境計画課 計画書審査グループ

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1  
（新庁舎4階）

電話：045-210-4083（直通）

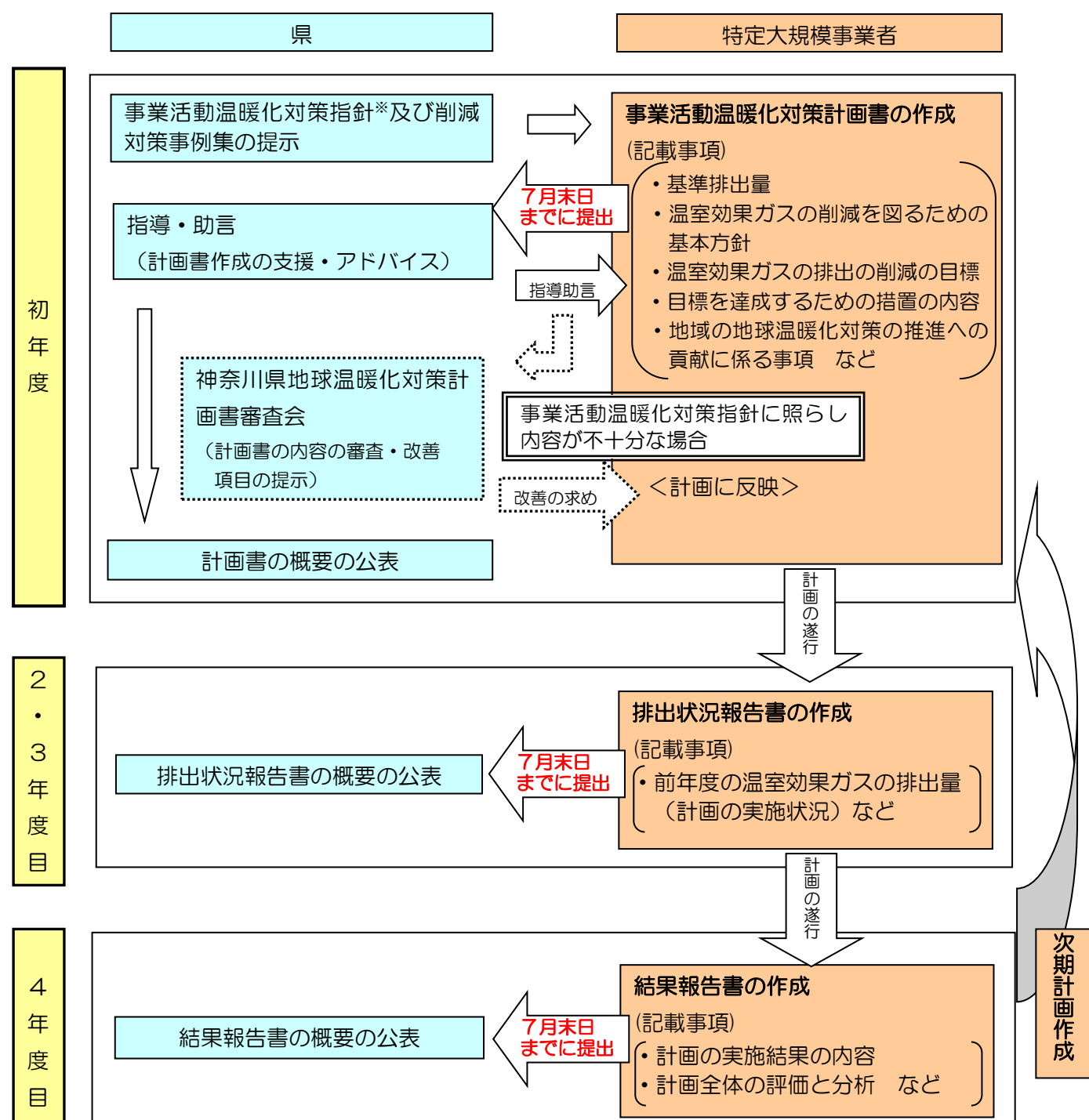
ファクシミリ：045-210-8952



○ 手続きの流れ

- ① 特定大規模事業者該当することになった事業者は、事業活動温暖化対策計画書を7月末日までに県に提出していただきます。  
※計画期間は3～5年間のいずれかを選択します。
- ② 計画期間の途中の年度については、排出状況報告書として二酸化炭素の排出量などを翌年度の7月末日までに県に提出します。
- ③ 計画期間が終了した事業者は、計画の実施結果や二酸化炭素の排出量の削減量をまとめた結果報告書を最終年度の翌年度の7月末日までに県に提出します。  
また、あわせて次期の計画書の提出が必要になります。

< 計画書制度の流れ（3年計画の場合） >



\*事業活動温暖化対策指針は、神奈川県地球温暖化対策推進条例第10条に基づき定められています。内容は県のホームページをご参照ください。(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417507/)

○ 横浜市及び川崎市に工場等を設置している場合

横浜市及び川崎市については、それぞれ市の条例において、対象とする事業者の基準など基本的な部分が県の条例と同様な計画書制度を設けています。

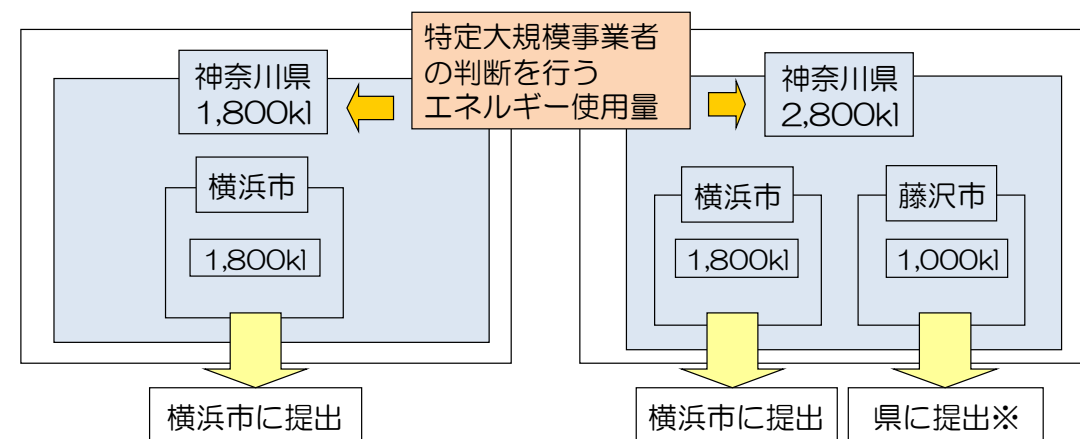
このため、県の計画書制度において、横浜市及び川崎市の地域内に設置する工場等については、次のとおりの取扱いをします。



- (1) 特定大規模事業者の該当要件に係る判断について  
特定大規模事業者該当するか否か判断するにあたっては、横浜市及び川崎市の地域内に設置している工場等のエネルギー使用量や両市に使用の本拠を置く自動車の台数を含めて神奈川県全体で判断します。
- (2) 計画書作成の範囲について  
計画の策定にあたっては、特定大規模事業者の工場等又は自動車のうち、横浜市及び川崎市を除く地域に所在する工場等又は使用の本拠を置く自動車を対象に計画書を作成していただくことになります。  
なお、エネルギー管理が一体として行われているなどの理由により、事業者が横浜市又は川崎市域の工場等を含めた計画書を提出したい場合には、両市域を含めた計画書の提出も可能とします。

事例1: 横浜市内にのみ工場等を設置

事例2: 横浜市及び藤沢市内に工場等を設置



※ただし、1,000klの事業所のみでは計画が立てられない場合には、県内全域(2,800kl)分の計画をご提出いただくことも可能とします。

(適用除外する場合の特例)  
横浜市及び川崎市以外に15kl未満の事業所しかない場合に限り、県への計画の提出を要しないこととします。